

2026 年 9 月 16 日

お客様各位

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

代表取締役社長 CEO 沓澤 武彦

日本証券業協会による処分について

本日、当社は、2026 年 6 月 12 日に関東財務局より行政処分（業務改善命令）を受けた件（以下「本件」）について、日本証券業協会より、次のとおり処分及び勧告を受けました。

（１）処分

過怠金の賦課 3,000 万円

（２）勧告

- ① 本件に係る根本的な原因の分析に基づき、経営陣主導の下、再発防止に向けて、適正かつ健全な業務運営の確保を目的とした経営管理態勢及び内部管理態勢の抜本的な見直し等、本件法令違反行為を含む不適正な勧誘行為全般に係る再発防止策を確実に実施・定着させること。
- ② 上記について、その実施状況を報告すること。

当社は、この度の処分及び勧告を受ける事態に至ったことにつきまして、深く反省いたしますとともに、お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社では、関東財務局からの行政処分並びに今回の日本証券業協会からの処分及び勧告を厳粛に受け止めております。

今後は、外部有識者の助言を受けながら業務改善に取り組み、役職員一同、再発防止及び信頼回復に努めてまいります。

以上

<お問い合わせ先>

コンプライアンス部 03-3518-9353